

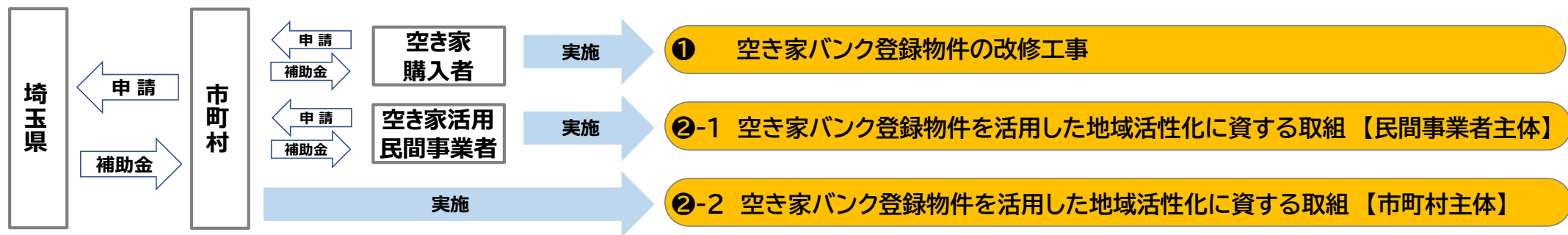
空き家バンク活性化支援事業

◆ 事業概要

区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率（上限額）	採択の条件
① 改修費 上乘せ補助	空き家バンクに登録された物件の購入者に対し、市町村が当該空き家の改修費用を補助する事業 (地域まちづくり計画で定めた区域内の物件に限る)	改修工事に要する費用	市町村補助額の1/2 (50万円)	- 埼玉版スーパー・シティプロジェクト（以下、SSCP）の地域まちづくり計画におけるコンパクトなまちづくりに資する取組として位置づけられている事業であること - 市町村の空き家バンクの登録物件に対する改修費補助金を交付する事業であること
②-1 地域活性化支援 【民間事業者主体】	空き家バンクに登録された物件を地域活性化等に資する目的として活用する民間事業者に対し、市町村が補助する事業 (地域まちづくり計画で定めた区域内の物件に限る)	企画・設計、改修工事、情報発信、備品購入、人件費等に要する費用のうち、採択を受けた事業年度内に市町村が補助する経費に限る	市町村補助額と同額* (500万円) *ただし埼玉県及び市町村の補助額の合計が補助対象経費の4分の3以内	- SSCPの地域まちづくり計画におけるコンパクトなまちづくりに資する取組として位置づけられている事業であること - 市町村の空き家バンクの登録物件に対する地域活性化を目的とした補助金を交付する事業であること
②-2 地域活性化支援 【市町村主体】	空き家バンクに登録された物件を市町村が自ら地域活性化等に資する目的に活用する事業 (地域まちづくり計画で定めた区域内の物件に限る)	企画・設計、改修工事、情報発信、備品購入等に要する費用のうち、採択を受けた事業年度内に支出したものに限り	市町村負担額と同額 (500万円)	- SSCPの地域まちづくり計画におけるコンパクトなまちづくりに資する取組として位置づけられている事業であること - 空き家バンクの登録物件を活用した地域活性化を図る事業であること

注）現在、補助金にかかる制度要綱等を作成している段階であり、上記の内容について変更が生じる場合があります。

◆ 事業スキーム



空き家バンク活性化支援事業

◆ 補助対象経費の例

① 改修費上乗せ補助（市町村補助額の1/2・上限額50万円）

〔例：改修費が200万円で市町村の補助割合が1/2の場合〕

県 50万円 【1/4】	購入者 50万円 【1/4】	市町村 100万円 【1/2】
--------------------	----------------------	-----------------------

②-1 地域活性化支援【民間事業者主体】（市町村補助額と同額*・上限額500万円・補助合計額は事業費の3/4以下）

〔例：事業費が1,000万円で市町村の補助割合が1/2の場合〕

県 250万円 【1/4】	民間事業者 250万円 【1/4】	市町村 500万円 【1/2】
---------------------	-------------------------	-----------------------

（市町村が国の空き家対策総合支援事業を活用した場合） *【補助率：国1/3、市町村1/3、民間事業者1/3】

県 83万円 【1/12】	民間事業者 250万円 【1/4】	国 333万円 【1/3】	市町村 333万円 【1/3】
---------------------	-------------------------	---------------------	-----------------------

* 補助額は市町村補助額と同額を原則としていますが、国、県、市町村の補助額の合計が事業費の3/4以下であることを条件としているため、各市町村の補助額や事業費により補助割合は異なります。

②-2 地域活性化支援【市町村主体】（市町村負担額と同額・上限額500万円）

〔例：事業費が1,000万円で市町村が500万円負担する場合〕

県 500万円 【1/2】	市町村 500万円 【1/2】
---------------------	-----------------------

（市町村が国の空き家対策総合支援事業を活用する場合）

補助対象外

◆ 【参考】区域設定にあたっての考え方

当該補助を活用するにあたっての区域の考え方は以下を参考にしてください。

① 改修費上乗せ補助

区域内でコンパクトに住むために空き家の利活用を進めるもので、立地適正化計画で「人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域」である「**居住誘導区域**」の考え方を想定

② 地域活性化支援

区域内で空き家を改修し地域の拠点整備を行うことなどコンパクトな拠点形成を行うものであることから、立地適正化計画で、「医療、福祉、商業等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域」である「**都市機能誘導区域**」の考え方を想定

* 立地適正化計画が未策定市町村においては、国土交通省「立地適正化計画の作成の手引き」における居住誘導区域や都市機能誘導区域の考え方を参考にしてください。

地域活性化に資する施設例

まちづくりの活動拠点施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設、滞在型体験施設、そのほか地域の賑わい創出に資する施設 等